

表 - 1 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	81	40
法第34条第1項に基づく立入検査件数	5,683	918
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	673	175

表 - 2 (1) 命令、指導及び罰則適用件数 (大気関係 - 全国)

(平成21年4月1日 ~ 平成22年3月31日)

	件数	大気関係				
		排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他	
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}				
設置者による測定	行政					
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0
法第16条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0
法第16条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	7	5	0	5	0	2
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	4	4	0	4	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	-	-	-	-	0
口頭指導件数 ^{注1)}	1,408	48	36	12	720	640
文書指導件数 ^{注1)}	1,071	39	16	23	863	169
罰則適用件数	0	-	-	-	-	-

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者」による測定は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表 - 2 (2) 命令、指導及び罰則適用件数 (水質関係 - 全国)

(平成21年4月1日 ~ 平成22年3月31日)

	水質関係					
	件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}		行政		
		設置者による測定				
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	-	-	-	-	0
瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0
口頭指導件数 ^{注1)}	67	0	0	0	12	55
文書指導件数 ^{注1)}	68	3	0	3	42	23
罰則適用件数	0	-	-	-	-	-

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係 - 全国）^{注1)}

（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

		大気関係			水質関係		
		件数	基準超過判明の端緒 ^{注2)}		件数	基準超過判明の端緒 ^{注2)}	
			設置者による測定	行政		設置者による測定	行政
基準超過件数		^{注3)} 65	34	35	^{注4)} 3	0	2
措置状況 ^{注5)}	口頭指導件数	48	36	12	0	0	0
	文書指導件数	39	16	23	3	0	3
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	5	0	5	0	0	0
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	4	0	4	0	0	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	8	1	7	0	0	0
	その他	^{注6)} 9	2	7	0	0	0
措置後の対応状況	基準達成	30	18	12	2	0	2
	対策実施中	22	8	14	1	0	1
	廃止	5	3	2	0	0	0
	未対応	8	6	2	0	0	0

注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成21年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。

同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なし、継続案件であっても平成21年度に入り執られた措置は含まない。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者」による測定は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 廃棄物焼却炉65件。

注4) 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設2件、灰の貯留施設1件。

注5) 表 - 1 及び表 - 2 に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注6) うち、7件においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表 - 4 (1) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況

(都道府県別)

	法第34条第1項 に基づく報告 徴収件数	法第34条第1項 に基づく立入 検査件数	法第34条第1項 の立入検査に 伴う測定件数
北海道		139	20
青森県	8	115	6
岩手県		8	5
宮城県		12	11
秋田県		80	14
山形県	2	130	21
福島県		17	15
茨城県	1	218	5
栃木県		73	22
群馬県		69	
埼玉県	1	539	45
千葉県	1	230	17
東京都		56	18
神奈川県		82	3
新潟県		30	4
富山県			
石川県		28	
福井県	1	205	8
山梨県	3	64	3
長野県		533	11
岐阜県	1	278	10
静岡県		122	17
愛知県		601	8
三重県	1	125	5
滋賀県		27	23
京都府		40	9
大阪府	1	42	5
兵庫県		77	4
奈良県		35	
和歌山県		1	1
鳥取県		108	17
島根県		50	7
岡山県	1	35	1
広島県	18	98	12
山口県		1	1
徳島県		48	10
香川県	3	92	16
愛媛県	1	1	
高知県			
福岡県		208	7
佐賀県	4	50	
長崎県		134	16
熊本県		53	3
大分県		7	
宮崎県		46	45
鹿児島県		7	7
沖縄県		3	2

(政令市別)

	法第34条第1項 に基づく報告 徴収件数	法第34条第1項 に基づく立入 検査件数	法第34条第1項 の立入検査に 伴う測定件数
札幌市		16	3
仙台市		19	8
さいたま市		40	3
千葉市		4	6
横浜市		11	12
川崎市		18	9
新潟市		7	7
静岡市		16	5
浜松市			
名古屋市	1	41	8
京都市		8	8
大阪市		113	
堺市		16	8
神戸市		7	4
岡山市	9	58	
広島市		24	1
北九州市		22	9
福岡市		8	3
函館市		4	
旭川市		2	2
青森市		13	
盛岡市			
秋田市		3	2
郡山市		1	1
いわき市	3	3	3
宇都宮市		3	3
前橋市		14	
川越市		15	14
船橋市		6	6
柏市		2	2
横須賀市		8	
相模原市		35	16
富山市		4	5
金沢市		3	
長野市		46	8
岐阜市		18	
豊橋市		3	3
岡崎市		24	4
豊田市		41	2
大津市		4	5
高槻市		10	
東大阪市		4	4
姫路市		8	
尼崎市			
西宮市	4	2	2
奈良市		1	
和歌山市	2	4	4
倉敷市			
福山市		15	7
下関市			
高松市		2	2
松山市			
高知市			
久留米市		1	1
長崎市	15	5	1
熊本市		1	
大分市		5	
宮崎市		6	6
鹿児島市		22	22
合計	81	5683	673

表 - 4 (2 a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数					その他
					排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}		
						設置者による測定	行政			
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県										
茨城県										
栃木県										
群馬県										
埼玉県					1	1		1		
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県					1	1		1		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 (2 b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数					その他
					排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}		
						設置者による測定	行政			
札幌市										
仙台市										
さいたま市					2					2
千葉市										
横浜市										
川崎市										
新潟市					1	1		1		
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
函館市										
旭川市										
青森市										
盛岡市										
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
前橋市										
川越市										
船橋市										
柏市										
横須賀市										
相模原市										
富山市										
金沢市										
長野市					2	2		2		
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
大津市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
倉敷市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
熊本市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
合計	0	0	0	0	7	5	0	5	0	2

注 1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注 2) 未報告 1 件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注 3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 (法第 1 5 条、1 6 条)、改善命令及び一時停止命令 (法第 2 2 条第 1 項)、ならびに措置命令 (法第 2 3 条第 3 項) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 (3 a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 注2)	その他	法第23条第3項に基づく措置命令件数
	排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定	行政			
	基準超過判明の端緒注1)						
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県	1	1		1			

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 (3 b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 注2)	その他	法第23条第3項に基づく措置命令件数
	排出基準超過施設への措置状況		基準超過判明の端緒注1)				
	設置者による測定	行政	設置者による測定	行政			
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
新潟市	1	1			1		
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
川崎市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
相模原市							
富山市							
金沢市							
長野市	2	2			2		
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	4	4	0	4	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 (4 a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	法に基づかない指導等件数 (口頭指導) ^{注3)}					設置者による 測定結果未報 告施設への措 置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による 測定	行政		
北海道	7	1	1			6	
青森県	19	1	1				18
岩手県	1					1	
宮城県	10					9	1
秋田県	2	2			2		
山形県	59					25	34
福島県	7					6	1
茨城県	42	1	1			11	30
栃木県	47					43	4
群馬県	11	2	2			2	7
埼玉県	127	4	2		2	29	94
千葉県	17	10	10			7	
東京都	94					94	
神奈川県	15					9	6
新潟県	37						37
富山県	1					1	
石川県	11					7	4
福井県	17	1	1			14	2
山梨県	57					20	37
長野県	13						13
岐阜県	16					12	4
静岡県	64	1	1			51	12
愛知県	115	1	1			2	112
三重県	25					19	6
滋賀県	7					7	
京都府	4					3	1
大阪府	3					3	
兵庫県	51					51	
奈良県	37					2	35
和歌山県	3					3	
鳥取県	8					8	
島根県	8					8	
岡山県	21	1			1	17	3
広島県	9					8	1
山口県	1					1	
徳島県	60	3			3	38	19
香川県	13	4	1		3	9	
愛媛県	22	4	4			15	3
高知県	18	2	2			16	
福岡県	50					50	
佐賀県	28	1	1			6	21
長崎県	1	1	1				
熊本県	7	2	2			5	
大分県	22					12	10
宮崎県	5	1			1	4	
鹿児島県							
沖縄県	6					6	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 (4 b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法に基づかない指導等件数 (口頭指導) ^{注3)}					設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	行政		
札幌市							
仙台市	2						2
さいたま市	2	1		1		1	
千葉市	1	1		1			
横浜市							
川崎市	1					1	
新潟市							
静岡市							
浜松市	2					2	
名古屋市	5					5	
京都市	2					2	
大阪市	5					1	4
堺市							
神戸市	10					3	7
岡山市	58					11	47
広島市	28						28
北九州市							
福岡市							
函館市	4						4
旭川市							
青森市	5						5
盛岡市	3					1	2
秋田市							
郡山市	3						3
いわき市							
宇都宮市							
前橋市	6	2		2		2	2
川越市							
船橋市	3					3	
柏市							
横須賀市	5					4	1
相模原市							
富山市							
金沢市	1					1	
長野市	9					1	8
岐阜市	18					18	
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
高槻市	7						7
東大阪市							
姫路市	4					4	
尼崎市							
西宮市							
奈良市	1					1	
和歌山市	2					2	
倉敷市	1					1	
福山市	10					10	
下関市	1					1	
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市	1	1		1			
熊本市	2					1	1
大分市	2					2	
宮崎市	4						4
鹿児島市	2					2	
合計	1408	48		36	12	720	640

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 (5 a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	法に基づかない指導等件数 (文書指導) ^{注3)}					罰則適用 件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による 測定結果未報 告施設への措 置状況 ^{注2)}	その他	
		設置者による測定	行政			
北海道	3	3	3			
青森県	5	3	2	1	2	
岩手県	1	1		1		
宮城県	2				2	
秋田県	1	1		1		
山形県	8	1		1		7
福島県						
茨城県	21	2	1	1	2	17
栃木県	3	1		1		2
群馬県						
埼玉県	6				6	
千葉県	45	1		1	44	
東京都	1	1		1		
神奈川県						
新潟県						
富山県	53				53	
石川県	2				2	
福井県	17	1	1		16	
山梨県	82	1	1		79	2
長野県	2					2
岐阜県	10				10	
静岡県	3	1		1	2	
愛知県	6	1	1		1	4
三重県	1				1	
滋賀県	39				39	
京都府	1	1		1		
大阪府						
兵庫県						
奈良県	81				81	
和歌山県						
鳥取県	4				4	
島根県	4	2		2		2
岡山県	3	1		1	1	1
広島県	1					1
山口県	28				28	
徳島県	65	2		2	63	
香川県	37	3	2	1	22	12
愛媛県	26	1	1		25	
高知県						
福岡県	2				1	1
佐賀県						
長崎県	2	2		2		
熊本県	1	1	1			
大分県	12					12
宮崎県						
鹿児島県	91				91	
沖縄県	1	1		1		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 (法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令 (法第22条第1項)、ならびに措置命令 (法第23条第3項) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 (5 b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法に基づかない指導等件数 (文書指導) ^{注3)}						罰則適用 件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による 測定結果未報 告施設への措 置状況 ^{注2)}	その他		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市	1					1	
さいたま市	1	1	1				
千葉市	44				44		
横浜市							
川崎市							
新潟市	48				48		
静岡市	15	1		1	14		
浜松市							
名古屋市							
京都市	2	1		1	1		
大阪市	1				1		
堺市	36				36		
神戸市	19				19		
岡山市	102				102		
広島市	52	1	1			51	
北九州市	1	1		1			
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市	15					15	
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
川越市							
船橋市							
柏市	1	1		1			
横須賀市	8					8	
相模原市							
富山市							
金沢市	1				1		
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
高槻市	4					4	
東大阪市							
姫路市	4				4		
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市	27					27	
倉敷市							
福山市	3				3		
下関市	1				1		
高松市							
松山市	14				14		
高知市							
久留米市							
長崎市	1	1	1				
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	1071	39	16	23	863	169	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 (法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令 (法第22条第1項)、ならびに措置命令 (法第23条第3項) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (1) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況

(都道府県別)

	法第34条第1項 に基づく報告 徴収件数	法第34条第1項 に基づく立入 検査件数	法第34条第1項 の立入検査に 伴う測定件数 (水質基準準用 事業場)
北海道		20	4
青森県		81	
岩手県		1	
宮城県		1	1
秋田県			
山形県		33	1
福島県		13	8
茨城県		17	
栃木県		9	2
群馬県		6	
埼玉県		30	6
千葉県		36	27
東京都		71	5
神奈川県		46	
新潟県		5	5
富山県			
石川県		4	
福井県		13	
山梨県		8	
長野県		48	
岐阜県		57	2
静岡県		15	3
愛知県	28	81	9
三重県		24	2
滋賀県			
京都府		14	1
大阪府		12	7
兵庫県		28	2
奈良県			
和歌山県			
鳥取県		2	1
島根県		26	
岡山県		9	
広島県	2	9	2
山口県		2	2
徳島県		5	5
香川県		6	3
愛媛県			
高知県			
福岡県		3	2
佐賀県	1	5	
長崎県		5	1
熊本県		3	1
大分県			
宮崎県		24	4
鹿児島県		1	
沖縄県			

(政令市別)

	法第34条第1項 に基づく報告 徴収件数	法第34条第1項 に基づく立入 検査件数	法第34条第1項 の立入検査に 伴う測定件数 (水質基準準用 事業場)
札幌市		1	
仙台市			
さいたま市		4	4
千葉市			2
横浜市		17	29
川崎市		8	4
新潟市			
静岡市			
浜松市			
名古屋市		7	3
京都市			
大阪市		10	1
堺市			
神戸市		20	
岡山市		6	
広島市		6	
北九州市		6	5
福岡市			
函館市		1	
旭川市		2	2
青森市		2	
盛岡市			
秋田市		2	1
郡山市		1	1
いわき市	1	1	1
宇都宮市			
前橋市		2	
川越市		1	1
船橋市			
柏市			
横須賀市		6	
相模原市		5	
富山市		3	3
金沢市			
長野市		2	
岐阜市		2	
豊橋市			
岡崎市	8	8	
豊田市		1	
大津市		1	1
高槻市		5	
東大阪市			
姫路市			
尼崎市			
西宮市		2	2
奈良市			
和歌山市		3	3
倉敷市			
福山市			
下関市			
高松市			
松山市			
高知市			
久留米市			
長崎市			
熊本市		4	
大分市		4	4
宮崎市		1	1
鹿児島市		1	1
合計	40	918	175

表 - 5 (2 a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
			排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	行政		
				設置者による測定	行政				
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (2 b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
			排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	行政		
				設置者による測定	行政				
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
函館市									
旭川市									
青森市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
相模原市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
高槻市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
熊本市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (3 a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					法第23条第3項 に基づく措置 命令件数
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による 測定結果未報 告事業場への 措置状況 ^{注2)}	その他	
		設置者による測定	行政			
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (3 b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					法第23条第3項に基づく措置命令件数
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	
		設置者による測定	行政			
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
相模原市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (4 a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数					その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}		
		設置者による測定	行政			
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (4 b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数					その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}		
		設置者による測定	行政			
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
相模原市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (5 a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	法に基づかない指導等件数 (口頭指導) ^{注3)}					その他
		排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}		
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}				
		設置者による測定	行政			
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県	6					6
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県	2					2
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県	4					4
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県	5				5	
山梨県	1					1
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県	21					21
三重県						
滋賀県	1				1	
京都府	2				1	1
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県	1					1
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (5 b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法に基づかない指導等件数 (口頭指導) ^{注3)}					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	行政		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市	4						4
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市	6						6
広島市	3						3
北九州市							
福岡市							
函館市	1						1
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市	3					3	
相模原市	4						4
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市	2					2	
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
高槻市	1						1
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	67	0	0	0	0	12	55

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (6 a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	法に基づかない指導等件数 (文書指導) ^{注3)}						罰則適用件数
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
		設置者による測定	行政				
北海道	1	1		1			
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県	1					1	
福島県							
茨城県							
栃木県	1					1	
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都	1	1		1			
神奈川県							
新潟県							
富山県	6				6		
石川県							
福井県							
山梨県	2				2		
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県	4				4		
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県	1					1	
岡山県							
広島県							
山口県	2					2	
徳島県							
香川県	2					2	
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 (法第15条)、改善命令及び一時停止命令 (法第22条第1項)、ならびに措置命令 (法第23条第3項、瀬戸内海法第11条) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (6 b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法に基づかない指導等件数 (文書指導) ^{注3)}						罰則適用件数
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市	8				8		
横浜市							
川崎市							
新潟市	15				15		
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市	7				7		
広島市	8					8	
北九州市	1	1		1			
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市	2					2	
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市	6					6	
相模原市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合 計	68	3	0	3	42	23	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 (法第15条)、改善命令及び一時停止命令 (法第22条第1項)、ならびに措置命令 (法第23条第3項、瀬戸内海法第11条) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。